日本統治期における台湾人の移動 ---- 日中戦争前に中国大陸に留学する台湾人を中心に ----

巫 覩

京都大学大学院 人間、環境学研究科 共生人間学専攻 〒 606-8501 京都市左京区吉田二本松町

要旨 戦前における台湾人の島外移動を考察する場合、学生の移動は質と量の両面から見て重要である。当時、労働者層の移動が極めて限定的で数が僅少であったのに対し、学生は移動者の中で大きな比率を占め、彼らの中には戦後の台湾社会において重要な役割を果たした人々も見られるからである。本論では、中国大陸に留学した台湾人に焦点をあて、従来の研究が「抗日」の側面ばかりを強調してきたのに対し、あらためて留学生の事例を検討して類型化する。これにより、これまで充分に論じられてこなかった金体像と、移動や就学のための柔軟な行動様式を明らかにする。

はじめに

日本帝国期及び帝国崩壊後の人口移動の問題は、 近年多くの研究者の関心を集め、さまざまな成果 が挙げられている".しかしその中においても. 「日本帝国臣民」だった台湾人に対する分析は必 ずしも充分とは言えない²⁰. 1895 年 台湾は清国 から日本帝国へ割譲され、その2年後台湾人も日 本帝国臣民へと組み入れられた当、日中戦争期以 前の台湾人の移動は台湾総督府による統制を受け ながらも、同じ帝国臣民である朝鮮人に比して政 策性が薄く、「自然流出的な人流」と言われてき たむ。また、中国人や朝鮮人の場合とは異なり、 下層労働者の移動が目立たず、商人や留学生がそ の大部分を占めていたが、したがって、日本帝国 下の台湾人の移動には、政府の強力な政策的意図 よりも自発性や市場性が主に反映していると考え られ、台湾人の移動研究は「支配と抵抗」の観点 とは異なるアプローチがとられてきた. ただし. 日中戦争に突入した 1937 年以降の台湾人の移動 は、少年工など戦時動員政策と密接な関係を有し ていたことがすでに指摘されている。

本論は日中戦争期以前に中国大陸に渡った台湾

人留学生に注目する。管見の限り、台湾人の中国 大陸留学生について具体的に言及した代表的研究 は若林正丈の『台湾抗日運動史研究』(第二篇第 二章)"である。しかし、若林の研究は抗日運動 の研究に比重が置かれており、必ずしも中国大陸 に渡った当時の台湾人留学生一般の移動範囲・方 法・規模について明らかにしているとは言えない. また、その全体像を提示できているわけでもない。 当時の台湾人留学生の中の圧倒的多数が日本の内 地への留学を選択した一方で、後に詳しく論じる ように、中国大陸への留学生数も少数ながら存在 した. しかも、彼らは、当時の越境的移動の実 相・諸側面を明らかにする上で看過できない存在 である。第一に、台湾留学生は内地留学の際には 起きない旅券問題。国境と国籍をめぐる問題に直 面しなければならなかった。第二に、かつて父祖 の「祖国」だった清国の主権を継承した中華民国 の学校に入学するにあたって, 血統主義ないしは 民族主義的観点からは「中国人」と「日本人」の 狭間に立つ台湾人には複数の選択肢が存在し、実 際にさまざまな選択が行われた。第三に、戦後台 湾社会のエリート層(立法委員、県長、経営者な ど)には大陸での留学経験を持つ台湾人が少なく ない。日本帝国期の中国大陸への台湾人留学生に

觀

着目することで、国籍的には日本帝国に属しながらも、民族主義的には中華民国に属し得る当時の台湾人たちが、どのように振る舞う可能性を持ち、また実際にどのように振る舞ったのか、またそれが戦後にどのような意味を持ったのか、を明らかにすることができるはずである。

以上により、本論では戦前の中国大陸に留学した台湾人に注目し、その全体像および移動の特質を明らかにすることを課題とする。

1 戦前における台湾人に対する移動政策

留学生の検証に入る前に、この時期に台湾総督府が公表した台湾人の移動政策"について簡単に整理しておく、正式な「規則」は 1897 年の府令第2号と 1900 年の府令第95号だけであるが、細かい改正は 14 回にも上る、また 1938 年、「満洲国」と中華民国に渡航する台湾人に対しては、新たに府令第118号が設けられた(表1)。

台湾領有当初,武力抵抗が根強かったため、日本政府は清国人の台湾への渡航を遮断し",同時に台湾人の海外渡航にも制限を設けた。1897年府令第2号に規定されているように、「台湾ヨリ直ニ外国ニ渡航セントスル帝国臣民ニシテ旅券ヲ請フ者ハ左ノ書式ニ依リ所轄県庁若ハ島庁へ願出ツへシ」100という旅券申請義務が規定された。一方、明治後期から、明文なきまま、日本内地人が中国に渡航する際に旅券を携帯しない例が多くなり、黙認されるようにもなった。こうした状況を受けて、台湾総督府も1907年から日本内地人が台湾から海外に渡航する際の旅券の申請は、個人の意思に任せるという方針をとった110、その後、日中間の外交交渉により、1918年日中相互の旅券免除が正式に決定された112、

台湾総督府の旅券取得が容易ではなかったため、密航だけではなく、上記の旅券免除規定の隙間をつき、日本経由の無旅券出国を行なう台湾人が続出した。このような移動はこの制度設計時には想定外であったため、日本内地経由大陸渡航のケースに対して、台湾総督府は1914年11月に府令第77号によって、「台湾ョリ直ニ外国ニ渡航」の「直ニ」という文言を削除しており、法律上は内

地経由でも台湾人については旅券申請が必要とされた。こうした厳格な旅券制度に対し、台湾人の一部の知識人が1924年から1929年にかけて旅券の撤廃運動を行ったが¹³⁾、台湾総督府によって抑え込まれた。

しかし従来の研究における、日本政府が台湾で の旅券政策を実施した元々の意図が、台湾人の中 国大陸と台湾の間の往来を制限して切り離し。 同 化を促進することにあったという議論中に対して は、やや疑問が残る、この点を検証するためには 旅券制度制定の時代背景の考察が必要となろう. 前述したように、台湾人の旅券制度が始まったの は 1897 年であるが、注意しなければならないの は、この時点での法律の施行対象は台湾人だけで はなく、日本内地人も含まれていたことである. また同時に、清国人も自由に台湾へ渡航できなく なった。 当時の日本政府が日本内地人の移動を制 限した理由は、日本内地人の売春婦の中国大陸移 動を阻止することにあったと考えられら、制度開 始当初の時点で日本政府が台湾島の出入域に旅券 制度を設けた理由は、台湾人のみをターゲットに したというよりも、台湾海峡を渡る人々全般の移 動をコントロールしようとしたという方がより的 確であろう.

さらに、台湾総督府の旅券に対する関心は、い かに旅券をめぐる不正を防ぐかにも向けられた. というのは、当時の日本人は中国大陸で治外法権 などの特権を有していたために、台湾総督府の出 した旅券を不正に入手し悪用した中国人が続出し たからである16)、1897年11月、1907年10月の 府令改正に見える写真の添付などはこのことを反 映している。つまり、1907年までの間、日本内 地人に対する旅券政策が緩和される一方で、台湾 人の旅券政策が次第に厳しくなっていったことの 背景に、単純に台湾人に差別的待遇を課しその移 動を妨げようとしたというよりも、台湾人の旅券 悪用阻止の目的があったことは見落としてはなら ない。また、台湾人の中国大陸移動に対して、中 国の民族主義運動との接触を防ぐという意図が明 確に現れたのは、大正期以降のことである.

したがって、後に制度的に内地人と台湾人の間 に相違が設けられるようになるが、従来の研究の

表1 戦前における台湾人の海外渡航政策

年 月	条 例	重要(変更) 事項
1897年1月	府令第 2 号「外国行旅券 取締規則」	9条からなる。「台湾ヨリ直ニ外国ニ渡航」する場合の旅券の申請。手数 料 50 銭。
1897年11月	府令第55号(改正)	(改正) 写真の添付「但シ地方ノ状況ニ依り写真ヲ添付シ難キ場合ハ此手 続ヲ省略セシムルコトヲ得」
1900年10月	府令第 95 号「外国旅行券 規則」	1897年1月府令第2号を廃す.13条からなる.
1902 年 4 月	府令第28号(改正)	・未成年を 12 歳未満とする。 ・第 14 条を設ける。 「第十四条 明治三十三年六月外務省令第二号外国旅券規則第十五条又 ハ第十六条ニ依リ刑ノ執行ヲ受ケタル者ニハ本令第十二条又ハ第十三 条ヲ適用セス但シ写真ヲ収換へ使用シタルモノハ此ノ限リニアラス」
1907 年 10 月	日 府令第 86 号(改正)	・手数料を 50 銭から 1 円に変更. ・戸口調査簿の抄本が必要となる. ・写真は一枚から「最近ノ撮影ニ係ル本人ノ写真(半身二葉)」となる. ・朝鮮人の移動.
1909年8月	府令第97号(改正)	「外国旅券規則」に違反する者の処間についての改正.
1911年2月	府令第13号(改正)	韓国併合の為、「外国旅券規則」に朝鮮や朝鮮人に関わる内容が改正. 普通渡航証明書は 3 円、数次往復渡航証明書は 5 円、団体渡航証明書は 10 円、
1911年9月	府令第68号(改正)	「本島人ニシテ清国へ旅行スル者ハ到着後直ニ所轄帝国領事館ニ出頭シ旅 券裏面へ検印ヲ受クヘシ」
1914年11月	月 府令第77号(改正)	「台湾ヨリ直ニ外国ニ波航」の「直ニ」を削除
1917 年 2 月		・第一条第二項の最後に「但シ父母ノ旅券ニ併記スル五歳未満ノ子ニアリテハ写真ノ添付ヲ要セス」を付け加える。 ・第二項二左の一項を加える 「前二項ノ場合ニ於テハ第一条第二項ノ規定ニ依リ写真ヲ添付スヘシ」 ・第十三条第一項第四号「之ヲ使用シタルモノヲ」を「該旅券ヲ使用シ 又ハ之ヲ使用セシメタル者」に改める。
1921年2月	府令 15 号(改正)	第七条、第八条、第十条中の「清国」を「支那国」に変更など、
1921 年 4 月	府令 94 号(改正)	手数料を 10 円に変更.
1921年8月	府令 132 号(改正)	第九条の「旅行者帰着」の後ろに「若ハ帰国」を加える。
1925 年 5 月	府令第33号(改正)	手数料を 10 円から 5 関に変更.
1927年5月	府令第27号(改正)	第九条の「予メ願出アルトキハ」を削除.
1938 年	府令第119号(改正)	第四条, 第十条を削除など.
1938 年 9 月	府令第 118 号「満洲国及 中華民国渡航証明規則」	普通渡航証明告は3円、数次往復渡航証明告は5円、団体渡航証明告は10円。

出典:「台湾総督府警察沿革誌 第二篇 領台以後の治安状況(上卷)」(台湾総督府警務局,1938年,669-670頁),「台湾総督府外国旅行券規則及同規則取扱手続き」(外務省通商局,1909年,44-47頁),「台湾総督府法規提要 全』(台湾日日新報社,1914年,568頁),「台湾史料稿本大正六年二月二十一日」(台湾総督府史料稿第会,1917年)、「台湾法令朝覧道錄」(帝国地方行政学会,1922年),「加除自在台湾法令朝覧[一]』(帝国地方行政学会,1938年), 台湾総督府公文類籍「外国人旅行券規則制定之件」(典蔵号 00000544030),「外国旅券規則及取扱手続中改正之件」(典蔵号 00001466011),「外国旅券規則改正之件」(典蔵号 00001783008),「旅券規則改正之正之件」(典蔵号 00001783008),「旅券規則改正之件」(典蔵号 0000243020),「外国旅券規則中改正之件(府令第二十七号)」(典蔵号 0000466504),

ようにそれを単純に台湾人に対する植民地主義的な「差別」ないしは「民族間格差」であるという一点から理解し、その背景に目を向けないことは、帝国内でなぜ属人的ないしは属地的な制度的差異が生まれ、それがどのような不平等や不当な格差を生んだのかということを考える道をあらかじめ断つことになりかねない。

以上が、戦前における日本政府の台湾人に対する海外渡航の移動政策についての再検討である. ここまで述べてきたように、日本政府は最初から旅券政策によって台湾人を中国大陸から切り離し、日本内地人との間に差別待遇を設けたわけではない。問題が発生するたびにそれに対処するために移動の統制の方法と度合いを変化させていったの

觀

である。1900年から1936年までの間に海外渡航した台湾人の数は年間2,000人から14,000人前後であり¹⁷、朝鮮人の移動と比べると、さほど多くはない。本論ではその中でも比較的移動しやすい立場にあった学生に注目し、戦前台湾人の移動の実態の一部を明らかにする。

2 戦前における台湾人留学生

戦前における台湾人留学生の留学先は日本内地,中国大陸, それ以外に分類することができる. 日本内地に留学する台湾人の数は圧倒的に多く, 記録の始まる 1906 年から増え続け, 1942 年には 1年で 7,091 人にも選した¹⁸⁾. 中国大陸への留学生数は日本内地への留学生と比べるとはるかに少なく, また 30年代に入ると減少し始める(表 2). 中国以外の外国・地域に留学する台湾人もいたが,いずれも低い数字に留まっている. 本論では主に,はじめにの部分で示した理由から中国への留学生について見ることとする.

台湾人の日本内地留学に対しては、台湾総督府と日本政府がさまざまな優遇政策®を設け、また詳細な記録も残しているのに対し、中国大陸への留学については促進する動きはほぼ見られず、民族主義運動や共産主義運動との合流などに対しある種の警戒感を抱いていたことが見て取れる²⁰¹. それゆえ教育方面のものでは現在まで残っている

表 2 中国大陸に留学する台湾人学生数

华度	人数	年度	人数	年度	人数	年度	人数
1920	19	1926	Ţ	1931		1936	162 Ж
1921		1927	_	1932	287	1937	116
1923	273	1928	344	1933	247		
1924	286	1929	_	1934			
1925	-	1930		1935	186 ※		

出典:「外国二於ケル支那学生調査関係雑件」(外交史料館、分類記号 H-7-1-0)、「在外本邦留学生及研究員関係雑件第一卷」(同上、分類記号 I-1-2-0-1,001)、「台湾人留学生調査報告ノ件」(同上、分類記号 H-7-2-0_11)、台湾総督府啓務局「台湾社会運動史(復刻版)』(龍渓書舎、1973 年、174 頁)、謝春本『台湾人は斯く見る』(光明社、1930年、152 頁)、

注:但し、1932年以降の数字には満洲国の留学生数も含まれている。また、1935年と1936年の記録には中国と中国以外の海外を分けて計算されていないので、いずれも1937年の台湾人の中国以外への国外留学数に基づいて、策者が推定した数になる。

資料も乏しく,むしろ警察資料が頼りとなる.以下,地域ごとの特徴を検討し,1937年までに中国大陸に留学した台湾人学生の全体像の把握をめざす.

2.1 中国南部20の状況

表3は日本外務省がまとめた1924年の中国各地方各学校の台湾人留学生数である。表の数字から分かるように、ほかの地域に比べると、この時期に中国南部に渡る台湾人留学生の数がはるかに多く、厦門だけで全在中国台湾人留学生の66%を占めている。そこで、台湾人留学生が最も集中していた中国南部から考察を始めよう。

日本の台湾領有以降, 地理的要因や親族関係な どから、中国南部に渡った台湾人が多数存在して いた20. その傾向は留学生にも共通する. 中国南 部にいる台湾人の教育のために、台湾総督府は 1898 年に福州東文学堂、1900 年厦門東亜書院と いう日本語教育を目的とする学校を開設したが、 いずれも日露戦争前後に廃校となった30、その後、 1908年に福州東瀛学堂24, 1911年に厦門旭瀛書 院。1915年に汕頭東瀛学校という台湾公学校 (公立小学校に相当) に準ずる学校を設立したが、 その三つの学校に入る学生は台湾人よりも現地の 中国人の方が多く、「単純に台湾籍民を教育する 学校に見なすことができない |25 ものであった。 表3からわかるように、以上の三校に入った台湾 人はゼロかせいぜい1人に留まっており、台湾総 督府が「台湾人のために」作ったはずの学校は、 台湾人には入学先としての魅力が薄かったと考え られる. また、その傾向はその後の 1926 年と 1929年の統計にも現れている26.これに対し. 台湾人は、中国人の経営する中学校(集美学校な ど) や西洋人の経営する学校(英華書院, 同文書 院など)には、多数入学している。

この現象の背景には、台湾総督府の資金で設置された中等教育の学校が中国南部にはまだなかったことが重要な要因としてあろうが、台湾島内にすでに中等教育が整備された時期にいたっても²⁷⁷、同様の現象は見られた、台湾から中国南部に渡って入学する学生数が増加していることについて、当時の台湾総督府は、①台湾では英語と中国語

都市	学校名	人数	都市	学校名	人数	都市	学校名	人数	都市	学校名	人数
74	南湖中学校	2		上海大学	1		同文書院	21		英華書院	2
	南満医科大学	4	1	英文惠霊学校	3	1	英華書院	41	ĺ	陽光中学	10
天	計	6]	大同大学	1	Ì	美華中学	27	福	協和大学	1
旅順	工科大学	2	1	守真中学	i		集美学校	40		府立中学	1
MA	<u>;;</u> †	2]	聖約翰大学	3	夏	省立第十三中学	5	州	字中英国学校	1
	国立大学	8]	经 南大学	2		导源中学	i		東濱学校	1
.0.	高等師範学校	1]	務本英文専門学校	5		民福高等小学	1	1	äl·	16
北	匯文大学	1	٠,,	東亜同文書院	2	ניין	禾山商業学校	1	泉州	培元中学	5
Jit	法政大学	l	海	復旦大学	2		旭濱書院	1	舶	af	5
)IC	医科大学	l	1	兼天英華学校	1		厦門大学	1	油頭	碧石中学	2
	ãl·	12]	昌世中学	2		中華中学	51	頭	ät	2
īhī	聲南中学	12]	英文專修学校	Ī		îil·	190 (66%)	, ! -	嶺南大学	2
	金陵大学	1		급+	24 (8 %)				広	同附属小学	2
斑	âl•	13				•			业	培正学校	1
			_						1 1/2	át	5
									4	国金土合計	286

表 3 1924 年中国各地方各学校の台湾人留学生数(単位:人)

出典:「外国二於ケル支那学生調査関係雑件」(外交史料館。分類記号 H-7-1-0)、

の教育が受けられず、南中国や南洋への進出を考える者にとってはミッションスクールや中国人の経営する学校のほうが魅力的である。②公学校卒業後、日本内地へ留学する資金がない、③台湾島内の中学校に進学できない、が主な理由と考えている²⁸¹.

第一と第三の原因はともに、台湾島内で行なわれている教育内容や政策、施設などと密接に関わっている。まず、第一の原因については1994年に発表された台湾人研究者によるインタビュー集でも言及されている。黄清俊という台湾人の父親は茶の商社の南洋子会社に派遣され、南洋では英語と中国語のほうが日本語より通用することに気づき、公学校2年であった黄氏を漳州に転学させた**」このことは、南洋に移動した台湾人の中には、中国南部で教育を受けてから渡る人々が多数存在している可能性を示唆している。

一方、第三の中学進学の問題については、前述したように、台湾島内で初めて台湾人でも入学できる中学校が設立されたのが、1915年のことであった。その後、1920年に台湾総督府は台湾人と日本内地人との共学制を実施し、台湾人は日本内地人と同じ小学校に入学できるようになったが、実態として共学は広まらず、ごく少数の台湾人を除き、大多数の台湾人児童は日本人の入学する小学校には通わなかった。学力面で日本人より低い

傾向にある当時の台湾人の児童は日本人との競争に勝てるわけがなく、大量の中学入試不合格者が発生した3³⁰. 筆者の台湾人へのインタビュー調査においても、台湾島内の激しい中学受験競争を避けるため、日本内地の中学校の入学試験に参加した例が見られた³¹¹.

また、第二の学資問題も台湾人が中国南部に渡 る重要な要因と考えられる。しかも、それは中国 南部だけの特徴ではなく、当時ほかの地域に留学 している台湾人にとっても大陸に移動する重要な 要因であった。この点については、先行研究22で も言及されることが多いものの。充分な検証はな されていないので、以下、この点について留学生 自身が刊行していた雑誌から検証を試みたい。例 えば、1922 年在北京台湾人留学生が発行した雑 誌『北京台湾青年会月刊』特別号(以下,特別 号)39 に北京国立大学の入学費用について、「学 費:本科毎年現洋三十元:第一学期。十二元:第 二,三学期各九元,予科二十五元:第一学期,九 元;第二,三学期各八元,本校有寄宿舍,毎月宿 舎費五元.」 という学費と寮費の情報が掲載さ れている. 北京大学の本科に入学した学生は. 一 年間の学費と寮費を合せて90元の出費になる. 当時の日中レートの 1 元=1 円 20 銭35)で計算す ると、90元は108円である。同時期の東京と比 べると、はるかに安いと言える、例えば、1926 年に出版された東京の学校案内によると,東京帝国大学では学費だけで年間100円に上る³⁶.よりよい教育を求める場合,日本内地の学校への進学は重要な選択肢ではあったが、大陸の高等教育機関への進学も現実的な選択肢となっていた.

一方,表3の高等教育のケースのみを取り上げて分析すると、満洲6人,北京11人,南京1人,上海11人,南部4人となる。この時期に北京や上海に高等教育を求める台湾人が多いことが分かる。以下、北京について分析を行なう。

2.2 北京の状況

治経済

中等教育の状況と同様に、20年代の台湾島内 における高等教育も整備が進んでいたとは言えな かった。台湾には医学の専門学校はあったものの、 初めての総合大学は 1928 年設立の台北帝国大学 を待たねばならない。20 年代の台湾人にとって、高等教育を求める場合は島外に移動するしか方法 がなかった³⁷⁾.

20年代に北京に留学したある台湾人によると、 北京に留学した台湾人は40~50人いたようである³⁶⁰. 表4は資料や先行研究に基き作成した北京 の大学に入学した35名の台湾人の年代別名簿で ある. ほかにも何人かの名前が判明しているが、 入学時期及び学校名称が不明のため、ここでは省いている。

北京に留学する台湾人は主に20年代に集中し、 資料の限り、30年代に北京に留学する台湾人の 事例は見当たらない。まず選択した学科から見る と、科目名の分かる24名においては政治や哲学、

留学年	姓名	学校名	留学年	姓名	学校名	留学年	姓名	学校名
	林子明	北京大学予科		胡姬洲	削 陽大学予科		林宏謀	民国大学法予科
1920		北京大学予科]		刺陽大学專門部政治経済科			東京法政大学政治科
(2名)	黄聯登	北京大学国文科]	洪炎秋	北京大学予科	1924 (4 名)	頼欽栄	民国大学専門部法律予科
		北京大学経済科			北京大学教育科		頼雀	民国大学専門部法律予科
	林炳坤	北京大学予科			北京大学予科		郊応瑞	燕京大学政治系
	ተ ሞክጣታባ፣	北京大学政治科		宋文瑞	北京大学経済科		公内地区中的	早稲田大学
	鄭期禄	北京大学予科			東京帝国大学		顏春却	燕京大学理系
1921	WHITTE	北京大学経済科		張明	世界語專科学校			協和医学院
(4名)	劉錦堂	北京大学国文科			明治大学	1925	林德翰※	燕京大学生物系
		北京大学予科		頼維種	北京大学予科	(4名)		国立北京工業大学
	陳文亮	私立民国大学専門部 政治経済科		凍棧治	北京法政大学経済科	(1.41)	鍾培元※	パリ大学
		北京大学予科	1923 (14 名)	王民寧	北京大学予科		呉魁奇	中山学院
j	蘇維報	北京大学哲学科			日本の士官学校	1926	張我軍	中国大学国文系
		米コロンビア大学		游韶文	北京大学予科	(1 名)		北京師範大学
		東京帝国大学			日本の士官学校		宋金英	北平大学予科
	游祥琛	北京大学予科		呉墩礼	北京大学予科	1928 (2 名)	盧涵澤潔	北平大学予科
	<i>₩</i> -17-48	北京大学哲学科			北平大学政治科	(2 13)	朝賢顯	北京大学英文系
1922		東東青山学院			東京帝国大学法学研究科			
(4名)		茨城県土浦中学校		李清周	北京大学子科			
	范本梁	上智大学			北京警官高等学校			
		北京大学哲学科 (應講生)		呂永凱	明治大学			
		上海 William College		鍾国権※	北京交通大学鉄路管理科			
	李金鐘	剔陽大学専門部		楊克培	朝陽大学専門部			
		早稲田大学専門部政			日本大学専門部政治科			

表 4 北京に留学した台湾人名簿

| 関錦輝 | 朝陽大学大学部法律科 | 出典:台湾総督府晋務局『台湾社会運動史(復刻版)』(龍渓守仓,1973年),秦賢次「研討会記録 日拠時代台湾留学生留学中国版況」(『台湾版物』第42巻第3期,1992年),秦賢次「張我軍及其同時代的北京台湾留学生」(『張我軍逝世四十周年紀念文集:漂泊與郷土』中央研究院中国文哲研究所,1996年)に基づき筆者作成。

日本大学専門部政治科

注: ※マークを付けた人物の入学年は、資料からは入学年が判明しないため、卒業年から逆算したものである。 また「北平大学」と「北京大学」は別の大学である。

法学など人文社会科学系の学科を選ぶ者が目立つ.これは台湾島内の高等教育が医学以外は充分に整備されていない状況と密接な関係があると考えられる。また、入学者数から見ると、1923年はほかの年に比べ、多くの台湾人が北京の大学に入学したことが推測できる。しかも、その多くが北京大学の予科に入学している。全留学生の数を把握できているわけではないものの、背景としては以下の点が指摘されている3³⁰.

第一に、1919~1924年における北京大学の華 僑優遇政策 第二に 在北京台湾人学生団体の勧 誘活動である。『北京大学日刊』によると、北京 大学は 1919 年 9 月から 1924 年 10 月の間, 華僑 に対して、優遇政策を設けた™、それに対し、 1922年1月型に成立した北京台湾青年会は北京 大学と交渉し 最終的に台湾人を華僑として入学 させることを認めさせた。このことは 1922 年 5 月5日に出版した特別号に記述が見られる42、華 僑とは基本的に中国籍を保有し、中国文化を固守 しながら、中国以外の国で生活する人々のことを 指す、場合によって、他国の国籍を取得しても、 華僑と称することもある⁴⁹、ただ、雑誌記事から は、北京大学に出された「華僑優遇政策」には最 初は台湾人が含まれていなかったことが分かる. 台湾人団体の交渉によって、最終的に含まれるよ うになったのである.

さらに、この特別号には台湾から北京までの渡 航方法及び交通費の情報まで詳しく掲載されてい る. 具体的に言うと、渡航経路としては、①天 津経由(基隆-門司-天津-北京)。②上海経由 (基隆-神戸-上海-天津-北京), ③ 朝鮮経由 (基隆-下関-奉天-北京) という三つの方法が 具体的に紹介されている. 興味深いのはいずれの 経路にしても、台湾から直接大陸に渡る経路が一 つもなく、すべて日本内地を経由していることで ある。第1章ですでに指摘したように、台湾総督 府は1914年の府令第77号によって、台湾人が無 旅券で日本経由で大陸に渡ることを明文で禁止し ていたが、それがどれほど遵守されていたかは大 きな疑問が残る。このことは③の朝鮮経由経路に 関する説明の中にも窺える。③では、安東州での 旅券や荷物検査が面倒で、近頃朝鮮人に対する検 査はとても厳しくなり、もし無旅券なら、厄介なことになる恐れがあると紹介している。ここでは、無旅券の場合には越境できないのではなく厄介なことになることもあると注意を促しており、この記事自体は勧めていないものの、無旅券でも越境できる場合があること、またかつてはそうであったことが読み取れる。つまり、当時の台湾人の認識では、日本内地経由でも無旅券で朝鮮へ渡り満州へも入域できるのが一般的であったのである。朝鮮人に対する検査が厳しくなった背景として統制と始めたサことが考えられるが、このことが台湾人の移動にまで影響を与えていたことはこれまで言及されてこなかったことである。

大学側の優遇政策が北京にいる台湾人学生団体の交渉, そして情報の共有によって, 1923 年前後に台湾から北京に赴く台湾人が多く見られるようになったと考えられる。

以上が北京の状況である。中国南部の状況と比べると、20年代に北京に高等教育を求める台湾人の姿が多い。専攻分野に目を転じると、台湾島内で学べない文系学科(政、経、哲など)が多く選択されていることが分析から分かった。一方、北京大学などで出された優遇政策や台湾人団体の勧誘活動によって、23年前後に一時台湾人の北京留学ブームが現れたようである。表4からわかるように、北京留学者の中には、その後また日本などに留学する者も見られる。しかし、現在把握されている限りでは、その後再び中国に戻って就職する者の方が、再留学先に留まる者よりも多い。また、戦後になると、大陸での留学や就職経験が台湾社会で有効にはたらき、地方議員や教授などの要職で活躍した台湾人も見られるもり。

2.3 満洲の状況

前節では留学生の多い北京の状況を見たが、表5の1933年のデータから見ると、30年代の高等教育の場合、満洲や上海への留学人数が北京へのそれより高くなっている。

このうち満洲の台湾人については、許雪姫の一連の研究があり⁴⁶、ここでは詳しい考察を省略するが、一つだけ付け加えると、教育制度の面から

韻

表 5	1933 年中国 (含満洲)	各地方の台湾人留学生数
	および高等教育学生数	

地域	総人数	高等教育 学生数	地域	総人数	高等教育 学生数
満洲	48	43	武昌	1	0
北平	12	10	厦門	59	2
南京	10	6	福州	10	4
上海	74	56	汕頭	3	0
杭州	7	4	広東	23	7

出典:「在外本邦留学生及研究員関係雑件 第一卷」(外交史料館所蔵,分類記号1-1-2-0-1 001)

見た場合,満洲の大学と日本内地の大学の学位には互換性が設けられ,満洲の大学の卒業証書は日本国内において日本内地のそれと同様に扱われた.また建国大学のように学費全額免除,入学受験の場合に旅費の補助まで出る大学もあり4¹⁷,大陸の普通の大学より一層「魅力」的であったと考えられる.

2.4 上海の状況

上海の台湾人留学生については、1920年代前半から1932年まで台湾をめぐる抗日的な政治運動¹⁸⁰と重ねて、上海大学グループ⁴⁹⁰を代表とする抗日のイメージが強い⁵⁰⁰、しかし、外交史料館の記録にはその後の30年代における上海の台湾人留学生の別の側面についての詳しい情報が残っている。例えば、1934年8月9日在上海総領事は

外務大臣に対して上海事変以来、為替の変動に よって、台湾人留学生数が半減したと報告してい る50. 留学生の詳しい状況は表6の通りである. 報告の「上海事変」は 1932 年 1 月~3 月上海の 共同租界と華界の境界地帯で発生した日中間の軍 事衝突を指していると考えられるが、以上の報告 が事実であれば、1932年以前に上海及びその周 辺に留学した台湾人は報告時点の 1934 年の倍. 約130名であったことになる。また為替変動によ り教育費の高騰も人数減少の要因として言及され ており、前述した教育費の低さによって中国留学 を選んだ例と合せて見ると、経済的要素は留学に とって重要な要素であったと再確認できる。さら に表6の65名の名簿を具体的に分析すると、医 学を専門とする台湾人は31名を数え、理工系の 7 名と合せると、全体の 59% が自然・生命科学 を選んでいることがわかる.

従来の研究では「抗日」の面しか光が当てられて来なかった台湾人大陸留学生であるが、こうした数値をみるだけでも、30年代の上海で医学や理学・工学、経済など実学を求める傾向が強かったことが見て取れる。また許雪姫が満洲の台湾人について指摘したように、満洲には台湾出身の医者が数多くいたが、ここで注目すべきは、満洲の医学校と異なり、上海などの中国大陸の医学校で得られる医師免許に日本との互換性がないにもか

表 6 1934 年在上海台湾人留学生数と専門(含蘇州, 杭州)

学校名	專修科目	人数	学校名	専修科目	人数
蛭南大学	文科	2	南洋女子英文專修学校	英語科	l
	理科	1	東南医学院	医科	17
	経済科	4	上海国医学院	医科	2
復旦大学	商科	l	上海医学院	医科	1
特志学院	文科	1	中国医学院	医科	4
科尔尔· 伊比	商科	1	中医医学院	医科	4
華夏大学	不明	1	南通学院	医科	3
聖約翰大学	不明	1	泉潭中学		2
中国公学	経済科]	康培浦中学	T -	1
上海外国語専修学校	英語科	ì	上海中学	_	I
蘇州東呉大学	理科	I	上海浦東中学		1
浙江大学	工学	4	暨南大学中学		3
大夏大学	理科·	1	大夏大学高校	_	3
日本 YMCA 夜学校	英語科	2	ā ·		65

出典:「在外本邦留学生及研究員関係維件 第一卷」(外交史料館所藏, 分類記号 I-1-2-0-1 001).

かわらず、彼らが入学している点である。同じ資料の中には、1935年に上海の総領事館が上海の各学校の卒業生及び中退者の動向について調査した名簿を見ることができ⁵²¹、そこから、卒業生の殆どが上海に残ることを選んだことが判明する。医師免許の通用範囲と密接にかかわっているために、中国の医学校への進学を選んだ人は現地に残って就職する傾向が強かったと考えられる。

3 台湾人の入学身分及び留学パターン

台湾人の中国大陸の学校への入学方法については、これまで特に注目されてこなかったものの、大陸における台湾人のありようを考える上では着目に値するはずである。すなわち、台湾人が中国大陸の学校に入学するにあたっては、①中国人として、②華僑として、③台湾人としての入学という三つの方法があった。

②の華僑としての入学については2.2の北京の部分でも説明した通りである。①の中国人としての方法の具体例は、中国南部の台湾人の記録に見られる。例えば1930年12月5日に厦門領事寺嶋広文の外務大臣幣原喜重郎への報告には「広東ニ於テハ台湾人ト称スルハ手続面倒ナレハ厦門人又ハ福州人ト称シ支那側学校ニ就学シ居レリ」501とあり、手続の面倒を省くため、中国人と称し入学したケースがあることがわかる。また、満洲の事例であるが、満洲医科大学の専門部は中国人向けであり、中国人と自称し入学した台湾人の証言もインダビュー集に残っている501。

一方、台湾人の身分のままでも、「弱小民族優特条例」5°1 という名目で学費の減免などを優遇する学校もあったようである。例えば、1927年12月1日に広東総領事森田寛蔵による外務大臣田中義一への報告は、同年4月蔣介石が行なった清党運動後、国立第一中山大学等の大学が台湾人と朝鮮人に対する従来の弱小民族優待条例を撤廃したため、台湾学生が委員を選出し学校側と交渉することになった。という内容である5°0、また魯迅が1927年12月に発表した「在鐘楼上」という文章には、親族が台湾におり、自分も台湾人と言えるはずなので、厦門大学に入学する場合「被圧迫民

族」の特権を与えられるはずだと主張する人物についての記述がある。つまり少なくともこの時期に厦門大学は台湾人に対して優遇政策を設けていた。あるいは設けていると広く認識されていたことが見て取れる。

すなわち、台湾人は時に中国人として、時に華僑として、また時に「弱小民族優待条例」などの政策を利用し台湾人の身分のままで入学をしていたことが分かる。当時日本国籍を有する台湾人であるが、中国で就学する際には、二重国籍者と言っても過言ではないほど、柔軟にその身分を利用していたのである。

ところが、前述のように表 4 の北京留学生の留学学校名から見ると、台湾人がひとつの学校に入学し卒業すればすぐに台湾へ戻るわけでは必ずしもなかった。その中には、日本、中国などの学校を渡り歩くような者も少なくなかった。実に多様な留学パターンが見て取れる。このような台湾人は一体どのように移動したのか、ここでは許乃昌という人物の事例を見てみたい。

許乃昌は台湾出身で、1920年頃上海大学社会 学部に留学し、在学中に中共党員の教員の紹介で、 1924年ソ連のモスクワ東方大学に留学し、翌年 上海を経て日本内地に入り、日本大学に入学し た5%, 許乃昌は共産主義者で、モスクワに渡る前 に上海で多数の台湾人運動団体に所属したことは 多くの先行研究が触れているので、ここではその 移動の過程に注目する. 外交史料館に残る日本警 察の記録には許乃昌が中国からソ連に入る際の詳 しい内容が記載されている5%。 許乃昌は 1924 年 上海からソ連に渡るにあたって、ソ連の日本人に 対する出入国の厳重さと、中国人として出入国の 容易さを把握しており、無旅券で中国人としてソ 連に入国をし、そして、翌年は再び無旅券で中国 人としてソ連から出国した。また在ソ中, 一時べ ルリンにいる中国人の友人を訪問する時に. (お そらく周囲の)中国人の「組合証」を借りて入独 に成功した. つまり、許乃昌は台湾人であるもの の中国からソ連への移動、そしてヨーロッパ内部 の移動はすべて中国人として移動していたのであ る.

靓

むすび

本論文では1937年までに中国大陸に渡った台湾人留学生に注目し、4つの代表的な地域における当時の台湾人の大陸留学の特徴について、入学先の経営母体、専攻分野や教育コスト、入学時や移動時の身分から分析を行なった。

まず大量の台湾人が移住した中国南部での就学については、総督府が作った公学校に準ずる学校に子どもを入学させるよりも、南洋などでの商機を考慮して西洋人や中国人の経営する学校に入学させる場合が多かったようである。中等教育ではそれが特に顕著であった。

一方、高等教育に目を向けると、20年代には 北京と上海を選ぶ台湾人の姿が多く見られる。北 京大学の優遇政策や台湾人学生団体の宣伝によっ て、23年前後に台湾人北京留学のピークが現れ たことが判明する。また専攻分野でいえば、文系 学科を選ぶ学生が目立った。

しかし、30年代に入ると、北京より、上海や 満洲などの都市に高等教育を求める台湾人の比率 が増加する。上海の場合は、在上海総領事館の報 告書の中の名簿の分析から、医学系や理工系など 医療や自然科学を専門とする台湾人の比率が比較 的に多かったことが判明した. この事実は、これ まで着目されてこなかった。上海台湾人留学生の 「抗日」とは異なる。 キャリア形成という側面が 存在したことを示している. このことは、本論の 範疇を越えるものの、戦後台湾社会の発展にも関 わることとして無視はできないであろう、満洲な どの医学校と異なり、日本内地の医師免許と互換 性がないにもかかわらず、彼らが大陸の医学校に 入学している点も注目すべきである. 満洲以外の 大陸の大学を卒業した台湾人も大陸に残って就職 する事例が多く見られる.

また、本論では当時における台湾人の大陸留学の動機についても検証した。前述したように、商売や経済的将来性の動機以外に、教育費が日本内地と比較して安いという点も非常に重要な要因であったと言える。この点について本論では、北京に留学した台湾人が刊行した雑誌から当時の具体

的な状況を明らかにした。

当時の台湾人の大陸での状況について本論が着 目したのは、台湾人が三つの身分で入学すること が可能であったことである。台湾人留学生は、日 本国籍者として入学する場合もあったし、場合に よって中国人あるいは華僑として留学生活を送っ た。ここに彼らの柔軟な姿勢が見えてくる。さら に、移動の動的な側面に注目すれば、 当時の台湾 人は必ずしも一箇所でのみ留学生活を終わらせて いたわけではないことも、個々の具体的な事例か ら判明する。中国、ソ連、日本と回る者、日本、 中国、そしてヨーロッパという留学経験を持つ者 もいた. その移動において, ある場面では中国人 として出入国し、別の場面では日本人として出入 国するなど身分の使い分けも行われていた. 非合 法の部分もあるが、当時の台湾人にとってはそれ が可能であったことは、当時の東アジア世界にお ける台湾人という存在を考える上では示唆的であ る. また. 20年代の中朝国境地帯での中国政府 による朝鮮人の移動規制が、 当の朝鮮人のみなら ずそこを通過する, ないしは通過しようとする台 湾人にも影響を及ぼしたことはこれまで言及され てこなかった。ある集団への移動規制が、意図せ ずして他の集団の移動へも影響を持った例として 今後さらに注目すべきであろう.

以上、本論では日本の台湾領有から 1937 年ま での台湾人の大陸留学の特徴として、①経済的 将来性や教育コストなどの実利面から大陸留学を 選び20年代は南部での中等教育を選択する比率 が高かったこと。②20年代北京大学などの優遇 政策によって,一時的な北京留学ブームがあり, 文系を選ぶ者が目立ったこと。③30年代に入る と満洲や上海などに高等教育を求める台湾人の比 率が高くなり、満洲以外の日本帝国圏外の都市で 高等教育を求める場合は医学や自然科学を専攻す る者が多かったこと、④移動や入学の際に中国 人や華僑。そして台湾人としての身分を使い分け ていたこと、を明らかにした、人数から見れば明 らかに少数であるが、彼らの「移動」の歴史的重 要性は冒頭で述べたものとして指摘できる。そし て、その「移動史」としての特徴と諸パターンが 以後の時期にどのように展開されるのか、そのこ

とを検討し総括するのが、今後の筆者の課題である。

注

- 1) 歴史社会学者・蘭信三らによる共同研究による成果として以下が刊行されている。『日本帝国をめぐる人口移動の国際社会学』不二出版,2008年:『帝国崩壊とひとの再移動 引揚げ、送還、そして残留』勉誠出版,2011年:『帝国以後の人の移動』勉誠出版,2013年.
- 2) 帝国期における台湾人の移動については、主に ①台湾と中国華南、東南アジア間の移動と、② 帝国圏内における台湾と満洲、朝鮮、沖縄間の 移動が多くみられる。①は台湾総督府の南進政 策の角度からなされた研究で、②の場合は帝国 史の視点である。本論はこの二つの視点以外の 地域に注目する。
- 3) 台湾人が日本帝国臣民に組み込まれたのは、 1895年日清戦争の講和条約である下関条約発効 後の1897年5月8日である、遠藤正敬『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍 —— 満洲・ 朝鮮・台湾』(明石背店, 2010年) 74~79 頁を参照。
- 4) 後藤乾一「台湾と南洋 ——『南進』問題との関連で ——」(『岩波講座 近代日本と植民地2帝 国統治の構造』岩波背店,1992年)152頁.
- 5) 永野武『在日中国人 歴史とアイデンティティ』 (明石書店, 1994年), 林満紅『一九三〇年代台 湾のアジア域内における貿易と移民』(『岩波講 座 東アジア近現代通史 第5巻 新秩序の模 素1930年代』岩波書店, 2011年)を参照.
- 6) 少年工については『高座海軍工廠関係資料集 一 台湾少年工関係を中心に — 大和市史資 料設書 5』(大和市役所管理部庶務課, 1995 年) を参照。
- 7) 若林正丈『抗日運動史研究〈増補版〉』(研文出版, 2001年) 245~300頁.
- 8) 日本内地への移動政策については, 1897年4月 府令第16号「台湾住民内地渡航証規則」がある が, 1908年に廃止された.
- 9) 清国人の台湾渡航については菊池一隆 『戦争と 華僑 —— 日本・国民政府公館・傀儡政権・華 僑間の政治力学 ——』(汲古寺院, 2011年) 224 頁を参照。
- 10) 『台湾総督府警察沿革誌 第二篇 領台以後の治安状況(上巻)』(台湾総督府警務局,1938年) 669 頁
- 11) 「内地人ノ清国及香港旅行者旅券携帯随意ニ関シ 照会及通知ノ件」台湾総督府档案、明治四十年 永久保存第十二巻、典蔵号 00001282011.
- 12) 柳下宙子「戦前期の旅券の変遷」『外交史料館報』第12号、1998年、41頁。
- 13) 1924 年から 29 年にかけて『台湾民報』に、 1924 年 10 月 21 日付社説「希望撤廃渡航中国的 旅券制度」の関連記事が多く見られる。

- 14) 梁華璜「日拠時代台民赴華之旅券制度」『台湾風 物』第39巻第3期, 1989年, 1~2頁,
- 15) 例えば、「近来内地ノ婦女等本島ヲ経テ厦門等ニ密航シ猥褻ノ所為ヲ選フスルハ同地澤村出張所員ノ申報ニ依リ明カナリトス」(「外国行旅券規則府令第二号」台湾総督府档案、明治三十年甲種永久保存第十二巻、典蔵号 00000132021).
- 16) 『台湾総督府警察沿革誌 第二篇 領台以後の治 安状況(上卷)』台湾総督府,1938年,672頁.
- 17) 『海外各地在留本邦人 職業別人口表(復刻版)』 (第1巻~第4巻)外務省通商局編,不二出版, 2002年を参照。
- 18) 『台湾総督府学事年報』(第7年~第36年)、『台湾学事一覧』各年度を参照、中国近代の留学運動の中で日本への留学者数がピークに達した時(1905年)、その数は8,600名であったことを考えると、7,091という数値はかなり大きいと言える。
- 19) 具体的な政策は紀旭峰『大正期台湾人の「日本留学」研究』(龍渓寺舎, 2012年) 80 頁表 10 を参照. 当時台湾総督府は直轄学校の日本内地留学生に対しては、資金や旅費の支給などの奨励を行なった。
- 20) 上沼八郎「『台湾教育令制定由来』(資料) について ―― 植民地教育史研究ノート・そのー―」(『高千穂論叢』第26巻第3号,1991年) 257頁、限本繁吉学務部長の発音を参照.
- 21) 本論でいう中国南部とは,福州, 厦門, 泉州, 広州, 油頭を指す.
- 22) 中国南部の台湾人については「台湾籍民」という問題がある。その中に台湾に資産などを持たず非合法な手段を用い台湾籍民の身分を手に入れる中国人もいた。詳しくは遠藤正敬「台湾籍民をめぐる日本政府の国籍政策の出立:二重国籍問題と清国国籍法への対応を中心として」(『早稲田政治経済学雑誌』第376号,2009年)を参照。
- 23) 具体的には中村孝志「東亜書院と東文学堂 ―― 台湾総督府華南教育施設の濫觴 ――」(『天理大 学学報』第 124 輯, 1980 年)を参照.
- 24) 1915年に福州東瀛学校と改称(『旧植民地教育史 資料集4 台湾教育沿革誌』青史社, 1982年, 511頁)。
- 26) 例えば、1926年の厦門在籍台湾人学生数が最も 多いのは中国人経営の集美学校 67 人で、旭瀛背院は 0 人である。(「在支台湾籍民問題雑件」外交史料館所蔵、分類記号 3-8-2-330) また 1929 年の在厦門領事から外務大臣への報告でも厦門の集美学校の台湾学生数が最多であるとされている。(「台湾人関係雑件」外交史料館所蔵、分類記号 A-5-3-0)
- 27) 台湾島内で中等教育の設立は 1913 年に設立した 日本内地人向けの総督府中学校を除いて、実際

靚

巫

- の始まりは 1915 年(大正 4 年)台湾公立台中高等 普通学校からである。
- 28) 中村孝志『日本の南方関与と台湾』天理教道友社、1988年、166頁。
- 29) 『口述歷史 第5期 日拠時期台湾人赴大陸経 験』中央研究院近代史研究所,1994年,46頁.
- 30) 山川均「植民政策下の台湾」『山川均全集 第7 巻』 劉草特房、1966年、286頁。
- 31) 2013 年 10 月 21 日に横浜市で行なった日本在住 台湾人呉正男氏へのインタビュー。
- 32) 例えば、前掲若林正文『抗日運動史研究〈増補 版〉』257 頁.
- 33) 北京台湾背年会については『抗戦與台湾光復史料輯要』(台湾省文献委員会、1995年)144~147頁を参照。このグループの発表した雑誌の内容は抗日についてのものが多いが、1922年の「特別号」には抗日の言論はほぼなく、台湾島内の台湾人背年への留学ガイドブックとして見ることができる。この意味では確かに「特別」である。
- 34) 「不選団関係雑件 台湾人之部」外交史料館所蔵, 分類記号 4-3-2-2 2-2.
- 35) 同雑誌(『特別号』)の金融の部分に参照できる.
- 36) 東京市役所『東都学校案内』(三省堂, 1926年) 「大学の部」15頁.
- 37) 台北帝国大学設立には「夫レ支那ニ赴キテ其ノ 大学ニ入ル者ノ如キハ近年排日及赤化ノ悪風ニ 感染シ更ニ考慮ヲ要スルコトノ大ナルハ論ヲ俟 タス」という中国大陸に渡る台湾人が華命思想 に染められることに対する警戒が窺える(「台湾 帝国大学官制制定ノ件」『公文類貕』第五二編・ 昭和三年・第七巻、国立公文背館所蔵、分類記 号類 01642100 を参照)。
- 38) 当時北京に留学したことのある台湾人洪炎秋の 証言によると北京に留学した台湾人は1923年から徐々に増え始めたが、一番多い時でも40,50 人程度、通常は20名程度に留まっていたという。 楊隆嘉『楊肇嘉回憶録(一)』三民書局、1968 年、序文3~4頁、
- 39) 察賢次「張我軍及其同時代的北京台湾留学生」 「張我軍逝世四十周年紀念文集:漂泊與郷土」中 央研究院中国文哲研究所,1996年,64~65頁。
- 40) 「華僑学生入学通融弁法」『北京大学目刊』,中華 民國八年九月十七日,第二版,「北京大学布告」 『北京大学日刊』,中華民国十三年十月二日,第 一版.
- 41) 台湾総督府警務局『台湾社会運動史(復刻版)』 龍溪告舎, 1973 年, 91 頁,
- 42) 「不違団関係雑件 台湾人之部」外交史料館所蔵, 分類記号 4-3-2-2 2-2.
- 43) 内田直作「華僑」(『國史大辞典』吉川弘文館, 1994年, 174~175頁) を参照.
- 44) 松田利彦「近代朝鮮における山東出身華僑 植民地期における挑戦総督府の対華僑政策と朝鮮人華僑への反応を中心に 」『東アジアと『半島空間』 山東半島と遼東半島 』思文閣,2003 年,337 頁.

- 45) 例えば、黄聯登は高雄県参議員、陳文宪(清棟) は台湾省参議員、蘇維琛は台湾大学心理学部教 授、洪炎秋は台湾省国語推行委員会主任委員な どを務めた。(台湾省諮議会歴代省議員検索ホー ムページ http://www.tpa.gov.tw/opencms/digital/area/past/index.html2016年3月23日最終関 覧、『蘇維琛遊雨教授七十大蒜紀念専刊』蘇郷雨 教授七十大蒜紀念委員会、1971年)
- 46) 許雪姫『日治時期在「満洲」的台湾人』中央研究院近代史研究所,2002年;同「台湾人の「満洲」体験:一九〇五~一九四五」『植民地文化研究1 特集「満洲国」文化と台湾』,2002年:同「日治時期台湾人的海外活動——在「満洲」的台湾医生」『台湾史研究』第11 巻第2期,2004年:同「是勤王還是叛国——「満洲国」外交部総長謝介石的一生及其認同」『中央研究院近代史研究所集刊』第57期,2007年;同「日本統治期における台湾人の中国での活動—— 満洲国と汪精節政権にいた人々を例として——」『中国21』36号,2012年。
- 48) 在上海の台湾人留学生によって組織された運動団体は以下のものが挙げられる。上海台湾青年会(後に旅湿台湾同郷会)、平社、台韓同志会、上海台湾学生聯合会、読書会、台湾共産党、同じ人物が複数の団体に所属する場合も多く見られる。これらの団体の中には、自然消滅した団体もあったが、1928 年と 1931 年の検挙によって組織自体が機能停止をした団体もあった。(前掲『台湾社会運動史』を参照。)
- 49) 1923~1927年上海で設立された大学で、前身は東南高等師範学校である。校長は于右任である。1925年、学生の五・三〇運動参加によって一時閉鎖され、その後 1927年蒋介石の「清党」によって最終的に閉校になった。また、教師の中には瞿秋白をはじめとする中共系人物もいるが、汪兆銘など国民党系の人物もいた(「上海大学」上海档案館所蔵、分類記号 D10を参照)。なお、上海大学に学んだ台湾人には、筆者の把握している範囲では、許乃昌、蔡孝乾、謝雪紅、林木順、翁澤生、潘欽信、張煥珪、洪朝宗、狂泗川がいる。またその中でも許乃昌、林木順、謝雪紅3名は上海大学中共系の教員の推薦でモスクワ東方大学に留学した経験がある。(前掲『台湾社会運動史』を参照)
- 50) 前掲若林正丈 『抗日運動史研究〈増補版〉』 254~263 頁。
- 51) 「在外本邦留学生及研究員関係雑件 第一巻」外 交史料館所蔵,分類記号 I-I-2-0-1 001.
- 52) 「在漚台湾人留学生二関スル件」機密第 789 号, 1935 年 6 月 26 日在上海総領事石射猪太郎から 外務大臣広田弘毅への報告(「在外本邦留学生及 研究員関係雑件 第一巻」外交史料館所蔵,分 類記号 1-1-2-0-1_001).
- 53) 『在外台湾人事情関係』外交史料館所蔵,分類記

号 A-5-3-0 3-2.

- 54) 前掲許雪姫『日治時期在「満洲」的台湾人』 (2002年) 15 頁、劉建止の証言、劉建止の証言 によると、当時専門部に入学希望の台湾人はす べて中国籍を称していた、劉建止は泰天籍と称 し、後に劉建止の妻になった台湾出身の謝久子 は広東薀嶺県の本籍と称し入学資格を得ている。
- 55) 「弱小民族優遇政策」の背景は、1926 年中国国民党第二次全国代表大会で掲げられた「被圧迫民族」と連合するというスローガンが考えられる(「中国国民党第二次全国代表大会宣言草案」『中国国民党第二次全国代表大会日刊』1926 年第14期、6~7 頁を参照).
- 56) 「在外本邦留学生及研究貝関係雑件 第一卷」外

- 交史料館所蔵, 分類記号 I-1-2-0-1 001.
- 57) 原文は「還有因為有族人在台湾,自己也可以算作台湾人,取得優待"被圧追民族"的特権与否的辨論」である。「在鐘楼上」(『魯迅全集 第四巻』人民文学出版社)34頁。この事例は前掲若林正丈『抗日運動史研究〈増補版〉』においても挙げられている。
- 58) 「不湿団関係雑件 台湾人之部」外交史料館所藏, 分類記号 4-3-2-2-2.
- 59) 「露国ヨリ帰来セル台湾人ノ討動ニ関スル件」大 正 14 年 9 月 21 日に登視総監太田政弘から内務 大臣、外務大臣などに対する機密報告である (「不逞団関係雑件 台湾人之部」外交史料館所 蔵、分類記号 4-3-2-2-2).

Migrations of Taiwanese in the Japanese empire Taiwanese overseas students in continental China before the second Sino-Japanese War——

WU Liang

Graduate School of Human and Environmental Studies, Kyoto University, Kyoto 606-8501 Japan

Summary Taiwanese students overseas are one of the most important groups from the viewpoint of scale and type for studying Taiwanese migrations before the end of the WWII. The migration of Taiwanese laborers was limited and the number were very few. The proportion of students amongst Taiwanese migrants was very high, moreover, some of the students who had studied in the Mainland China took important roles in post-war Taiwan.

This paper focuses on these Taiwanese students who studied in the Mainland China before the end of the WWII. The anti-Japanese side of them has been emphasized by historians, however, the whole picture of them has not been described enough. This paper aims to describe the whole picture of them; in addition, it discusses their flexible actions for crossing borders and entering school through inspecting and classifying each student's case.